

9月2日(月)から 本人通知制度がスタート!

〔受付 8月26日(月)〜〕

1 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄・抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した方に対して、証明書を交付した事実を郵便でお知らせする制度です。



この制度で、証明書が不正取得の早期発見や不正請求の抑止を図ることが期待できます。

2 通知の対象となる証明書

- (1) 住民票の写し(除票を含む)
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 戸籍謄・抄本(除籍謄・抄本を含む)
- (4) 戸籍記載事項証明書
- (5) 戸籍の附票(除附票を含む)

3 通知する内容

- (1) 証明書の交付年月日
- (2) 交付した証明書の種別(住民票の写し、戸籍謄・抄本など)
- (3) 交付部数

4 事前登録の手続き

※8月26日(月)から受け付け通知を希望する場合は、事前登録が必要です。

- ① 登録対象者
 - ① 豊岡市の住民基本台帳に記録されている方(消除者を含む)
 - ② 豊岡市の戸籍に記録されている方(除籍者を含む)
- ② 登録に必要なもの
 - ① 本人通知制度事前登録申出書(市民課市民係または各支所市民福祉係窓口で配布します)
 - ② 本人確認書類(官公署が発行した免許証、住基カード、パスポートなど)

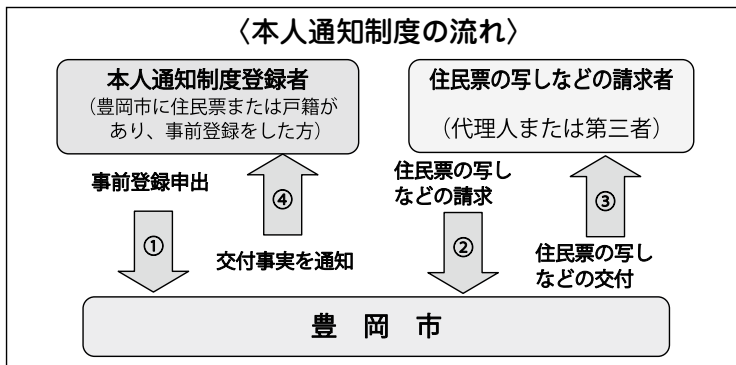
※やむを得ない場合は代理人が申し出ることもできます。詳しくは窓口にお尋ねください。

(3) 登録期限
さい。

登録日から2年を経過した後、最初に到来する8月31日

(例)登録日が、平成25年9月2日から平成26年8月31日の間にある方は、平成28年8月31日

〈本人通知制度の流れ〉



《申込み・問合せ》市民課市民係 ☎21-9015 または各支所市民福祉係

ものづくり企業等支援補助金申請を受け付けます

二次募集

旬に決定

市では、新製品・新技術の開発、市内取引拡大、販路開拓などを支援するため、補助金を交付しています。

なお、環境都市「豊岡エコバレー」実現のため、環境経済認定事業は、補助率を高くしています。

※環境経済事業認定の申請は、随時受け付け

▼事業期間 平成26年3月31日(月)

▼対象
市内に事務所を置く中小企業者(個人を含む)または団体で、市税の滞納者、暴力団関係者でない方(市内中小企業者を含むグループも可)

表1の①②は、製造業など(当該分野に進出しようとする企業を含む)

▼申込方法 環境経済課にある申請書類(市ホームページにも掲載)に記入の上、持参してください。

▼審査方法 提出書類、聞き取りなどで審査し、10月上旬に決定

▼補助金交付 補助事業の完了後に交付

※特に必要な場合は、進捗状況に応じて交付決定額の7割まで概算払い可能

▼受付期間 8月16日(金)〜9月10日(火)

《申込み・問合せ》環境経済課 ☎23-4480

《表1》

対象事業	①新製品・新技術等開発	②市内取引拡大	③販路拡大
対象経費	調査研究費、設計・加工費、設備リース費など	設備導入費、設計・加工費など	展示会出展経費など
補助率	補助対象事業費の2分の1以内 ※環境経済認定事業は3分の2以内		
補助金上限	300万円	100万円	30万円

豊岡市立東霊苑の 永代使用者を募集しています

東霊苑は、せせらぎやビオトープを配置し、くつろぎのある緑あふれる霊苑で、平成23年10月から使用を開始しています。

駐車場から墓所区画まで段差がなく、どなたでも安心してお参りできます。



墓所をお探でしたら、ぜひ、申し込みください。

施設の概要

【墓所】 230区画(第1期)

トイレ、水くみ用水栓あり

◆名称 豊岡市立東霊苑

◆所在地 市場490番地の2

◆区画面積 6平方メートル(間口2m×奥行3m)

◆申請資格

①豊岡市に住所または本籍を有すること

②申請者または申請者と同一の世帯に属する方が、豊岡市立霊苑の永代使用許可を受けていないこと

◆使用料等

区分	永代使用料	管理料(年額)
豊岡市に住所を有する	780,000円	3,000円
豊岡市に住所を有しない(本籍のみ豊岡市)	936,000円	3,000円

※永代使用料…永代(子々孫々にわたり区画をお貸しする、最初に納めていただく費用です(以降の支払いは不要)。

◆申込方法

①墓所使用許可申請書に記入の上、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、住民票の写し(謄本)を添付して生活環境課に申し込みください。

※豊岡市に住所を有しない方は、管理人選任届が必要は、申請書などは生活環境課で配布します(市ホームページからもダウンロードできます)。

《問合せ》生活環境課環境衛生係 ☎23-5304

ごみの出し方

生ごみの「水切り」と「ひとしほり」を!

夏は、水分を含んだ料理が多く、生ごみに含まれる水分の量が1年で最も増えます。

台所の三角コーナーなどを利用し、生ごみの水分を「切り」、さらに、ごみに出す前に「ひとしほり」すれば、大きく水分を減らせます。

「水切り」は、誰もが手軽に取り組めるごみ減量対策の一つです。

切り離れた缶詰のふたは「燃やさないごみ」に! 「びん・かん」は、ふた、

キャップを外し、口を開けた状態で出すことになっていきます。外したふたなどは、「びん・かん」で出さず、材質に応じて分別してください。

特に、切り離れた缶詰のふたは「燃やさないごみ」で出してください。缶とふたが同じ材質でも、切り離れたものはリサイクル処理の支障となります。

※ふたを切り離さない場合は、中を洗った上で、「びん・かん」で出してください。

鋭利なものは…

針・釣り針、包丁や割れた陶磁器類などは、新聞紙などで包み、「燃やさないごみ」で出してください。

その際、中に何が入っているのか、収集作業員に分かるよう、指定袋に「割れ物」と表記してください(鋭利な物や割れ物以外は新聞紙などで包まないでください)。

なお、在宅医療で使用した注射針などは家庭ごみとして出せません。処方された病院・薬局などに相談してください。

※ルールが守られないと、取り残しの原因となります。

《問合せ》生活環境課環境衛生係 ☎23-5304

消火器、住宅用火災警報器の

不適正取引に注意してください!

【不適正取引の例】

- ①突然訪問してくる
- ②消防署員を装ったり、消防署や地区から「委託を受けた」など、身分を偽る
- ③「還付金や補助金がある」と偽り、購入を勧める
- ④「自治会名簿作成」など、紛らわしい書類に、署名・捺印させ、契約しようとする
- ⑤言葉巧みに、また強引に点

検(建物内)しようとする

- ⑥法律による義務、と偽り、購入させようとする
- ⑦無料、お得感を強調する
- ⑧即時契約を迫る
- ⑨身分証明の提示を求め
- ⑩相手のペースに乗らない
- ⑪みだりに署名・捺印しない
- ⑫金額、契約の内容をよく確認する

購入や点検を実施する前に

- ①「支払いの後日」と告げる(即日支払いをしない意思を明確にする)
 - ②購入や点検の日を後日とし、内容の確認を行う
 - ※怪しいと感じたら、警察署や消防署に連絡を!
 - ・消防本部ホームページ <http://119.city.tookai.jp/>
- 《問合せ》消防本部予防課 ☎24-11119